

関釜裁判ニュース

1993.7.13

第2号

釜山「従軍慰安婦」、女子勤労挺身隊、公式謝罪等請求事件戦後補償を問う「関釜裁判」を支援する会

郵便振替 福岡4-47678
(関釜裁判を支援する会)

関釜裁判とは、一九九二年一二月二十五日、韓国釜山市などの元「従軍慰安婦」二人と元「勤労女子挺身隊」の二人が、山口地裁下関支部に、日本国の国会並びに国連総会での公式謝罪と補償を求めて、国を相手に提起した裁判である。

第一回口頭弁論 下関で 九月六日 ● 国が「東京地裁への移送申立」を取り下げ！

突然の国の移送申立

署名活動が第一の活動に

四月一七日、原告を迎えての結成集会で

は移送申立という国の暴挙に抗議するとともに（抗議又採択、送付）下関の裁判所で行われることを要請する署名の取り組みを行いました。時間的な制約もあって大きな組織は使わずに、戦後補償に取り組んで決意しました。

部で受理されるか？」との一抹の不安はありませんでした。二月九日下関の裁判所に訴えを提起した理由を弁護士が上申書として提出した後の三月、下関支部が受理し、第一回口頭弁論が四月一九日との決定に私達は喜びました。

原告達を迎えて支援する会の結成集会の準備を進めてきた四月六日、突然国が東京地裁への移送申立をしてきました。政府は口では謝罪しておきながら、「文句があるなら東京に出て来い」という移送は本音と建前の矛盾の露呈であると思います。原告達が楽しみに待っていた第一回口頭弁論は流れてしまった訳です。

関釜裁判経過（1）

1992年

「挺身隊問題対策釜山協議会」（金文淑会長）に届け出た元「従軍慰安婦」河順女、朴頭理、元「勤労挺身隊」朴SO、柳Tさんに、山崎吉男、李博盛、山本晴太弁護士が3度聞き取り調査を行う。

11月14日 弁護士より裁判支援の依頼を受けた「従軍慰安婦」問題を考える福岡の会より2名が弁護士とともに釜山を訪れ、福岡での支援を約束。

12月25日 山口地裁下関支部に提訴。下関で記者会見と交流会。

12月26日 福岡で交流会。

1993年

3月1日 下関・北九州地区で元「従軍慰安婦」・女子挺身隊裁判をすすめる会、結成。

4月1日 山本晴太、徳永亮二弁護士、東京より福岡に転居。

4月6日 国が東京地裁へ移送申立。福岡で記者会見。

4月17日 関釜裁判を支援する会、結成集会。原告参加。

4月27日 支援する会 第1回例会。

5月19日 移送申立に対して、上申書と署名、を下関支部に提出。下関で記者会見。

5月21日 関釜裁判ニュース第1号発行。

6月1日 支援する会 第2回例会。

6月3日 国が移送申立を取り下げる。

6月10日 「強制連行 110番」で、記者会見。

6月18-20日 「強制連行 110番」、実施。電話5件。

7月6日 支援する会 第3回例会。

7月12日 関釜裁判ニュース第2号発行。

いの弁護士や指紋押捺反対のグループ、キリスト教徒等全国に約千通依頼し、会員や結成集会参加者が芋づる式に署名を集めました。

署名を

下関支部に提出

五月一九日、国の移送申立書に対する弁護士の上申書（資料参照）の疎明資料として九〇八二名の署名を下関支部に提出しました。その後追加送付は二八九名）、記者会見をしました。その記事がTVや新聞で報道され、下関の裁判所の判断を待つことになりました。



4月17日、結成集会後の懇親会でカンパイする原告たち（左から2人目は杉山トミさん、木50さんの抱子さんでした）



5月19日、山口地裁下関支部に上申書と署名を提出（左から山本、山崎弁護士、まん中は松岡）
—写真・山口新聞社提供

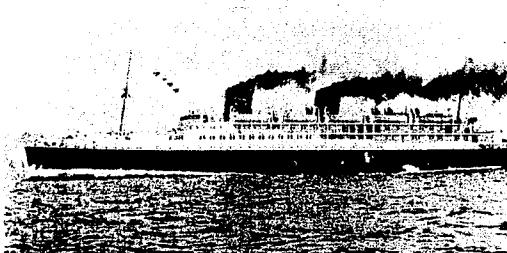
集まつた署名の数	
5月19日 提出分	九、〇八二
5月26日 追加送付	二八九
その後の集約	四一四
計	九、七七八

（おれいひ）
一ヶ月の間に多くの署名が集まつたことを感謝します。
二枚あるがどうぞご覧ください。

国が東京移送を取り下げ

六月三日朝、弁護士のところに「国が移送申立を取り下げた」という朗報がとびこみました。ヤッターッ！

上陸地で経過地である下関を、不法行為地（被告は国を代表する官庁の所在地が不法行為地と主張）と認めるか否か法的な解



（関釜裁判）といふ呼称は……

六月三日朝、弁護士のところに「国が移送申立を取り下げた」という朗報がとびこみました。ヤッターッ！

上陸地で経過地である下関を、不法行為地（被告は国を代表する官庁の所在地が不法行為地と主張）と認めるか否か法的な解

釈の点で楽観視できなかつただけに「移送申立取り下げ」は嬉しい限りでした。「裁判が東京になつたら私達は行けない」と悲痛な思いで帰つていつたハルモニ達の安堵の顔が浮かんできました。

原告の状況（経済的・健康的・地理的側面）を無視した国の権威を笠に着た横暴への抗議、「慰安婦」問題への関心の高まり、日本政府の戦後補償、真相究明に対する不誠意への怒りが国の態度を変えさせたのだと思っています。

下関で裁判が行われることで名実共に「関釜裁判」となつたわけで、これを機に責任の重さを認識し、原告の思いを共有しながら、真相究明を実現し、誠意ある対応をさせていかねばと考えています。

松岡 澄子

釜山たより

◎その一

釜山挺身隊対策協議会会長

金文淑(チム・ムンスル)

昨年一月宮沢総理来韓以来、軍隊慰安婦の問題は今までの隠された非公式の問題から一挙に韓日熱い論議の焦点となって広がった。九一年十月から十二月にかけて、釜山挺身隊対策協議会に申告してきた人は八名。うち釜山居住者が五名、慶尚北道が二名、全羅北道が一人。その中、四人が同年十二月二十五日山口地裁下関支部に提訴した。軍隊慰安婦が二人と勤労挺身隊が二人である。

訴訟を起こすと一口に言うけれど、その間の努力と苦労は山また山の大仕事だった。まず、原告の慰安婦実態の聞き取りから始めたが、七〇歳すぎの彼女たちの記憶はすでに消えかかった「古いノート」であった。いや、そのおそろしい悪夢を隠すために無理に上塗りをしたメチャメチャの一枚の絵であった。何十回と見るも無惨な部屋を訪ね一緒に泣き、一緒に泣きながら「慰安婦」の実態は私に、激しいは義憤を起こさせ、そして彼女たちをいかなる難関があるとも救済すべきだという責任を負わせた。

その間日本政府は都合のいいように態度を変え、言い訳を並べ責任のがれをした。韓国政府も自先だけの日本政府に対する責任追求に、国の体面をたて、問題の核心には無関心であった。

九一年一二月からソウルの太平洋戦争遺族会の謝罪訴訟が始められたのを契機に、訴訟問題を真剣に考え始めている光州の遺族会がソウルと別途に訴訟を進めていて、その弁護団が来韓するとの知らせを受け、弁護士たちに会いたいと申し入れた。その時が五月。その後三回にわたって釜山での調査が行われた後、弁護士たちは訴訟を決定した。

河順女(ハ・スニ)ばあちゃんこの前の病気の後、歩くことが苦痛のようで、訪ねていった私には、福岡の後援会の様子や、裁判の先々のことを何回も何回も繰り返し聞いた。そして韓国政府は私が死んだ後、生活費をくれるつもりらしいと言いいながら涙した。外出はほとんどせず、暗い部屋で寝ている。九月の裁判にはぜひ行きたいと繰り返した。そしてありがとうと何回も言つた。

きがいに生きている。
韓国的新しい大統領が決めた、住居賃貸としての一時金五百万ウォン(約七〇万円)、生活費としての月々一五万ウォンはまだ支給されてない。首を長くして待つているが、彼女たちはもう闘う力も、心からの憎しみも失ってしまった。ただみじめないのちをながらえて恥をさらしている自分を情けなく思ひ、日々衰えゆく体力を悲しんでいる。せめて生きている時に日本政府の真実の謝罪を聞きたいと願つてゐる。

朴頭姫(ハ・トゥ)ばあちゃんひさしぶりに柳ばあちゃんから電話があった。裁判が東京でなく下関に決まった話と、今度の裁判は九月六日になったことなどを話した。健康はまあまあですと、元気な声だったが、やはり政府のやりかたはひどい、なぜ勤労挺身隊には全然配慮しないのかと憤慨していた。だから裁判で勝負しようとしたが、彼女たちの犠牲がかわいそうでたまらなかつた。

ひとまず〈釜山たより〉を終わ

る。日本政府の態度はますます理解に苦しむ不可解そのものだから、おばあちゃんたちはいちずに裁判に希望をかけて生きている。

関釜裁判を支援する会の皆様も同情心からではなく、日本の良心としての正しい裁判への圧力として、支援してください。下関裁判に持ち込んだ後援会の皆様の声援に深く感謝している。おばあちゃんたちの限りない愛と感謝をお送りする。がんばろう。

九月の裁判にはぜひ出廷したい。だから首を長くして待つてゐる。

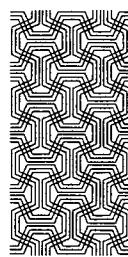
一九九三年六月

朴頭姫(ハ・トゥ)ばあちゃん世間に隠れて顔も出したがらないおばあちゃんたちを訴訟にまで持つて行く過程には、ひとえに弁護士たちの熱意とあつたかい心、入居、毎水曜に日本大使館前のデモに参加している。政府から住居費が支給されたらすぐ釜山に帰つて小さい部屋を借りて住みたいと願つてゐる。ソウルの同居のおばあちゃんたちからこき使われていいんの良心的支援がある。

原告たちはただただ裁判のよき結果を待つて生きている。それが何年後になるか、生きているあいだに裁判が終わらないのじゃないかと不安がりながらも、裁判を生

政府は真摯な真相究明を！

元「慰安婦」たちをこれ以上あざむいてはいけない



■ 真相究明の早期決着を急ぐ日本政府

六月二十九日付毎日新聞朝刊の一面ト

ップに「慰安婦」来月にも最終報告」という

見出しで「政府は七月中にも真相究明の最

終的な調査結果をまとめる方針を決定した。

関係省庁やアメリカの国立公文書館の調査

も終えたので、韓国挺身隊対策協議会も元

慰安婦からの聞き取りに協力することにな

った。これに基づいて「強制連行があつた」

ことを認める方向で韓国政府との間で決着

をつける」という趣旨の記事があつた。

この記事を読まれて、政府がそんなに真

剣な調査をやつたのかと不審に思われた方

も多かったのではないでしょか。

はたせるかな、翌日の西日本新聞に、韓

国挺身隊対策協議会が「事実無根」「誠意

ある真相究明がない現時点での聞き取りに応

じることはない」との声明と毎日新聞へ抗

議を行つたことが報道された。毎日新聞の

報道のズサンさもさることながら、八月に

開かれる国連人権小委員会で「従軍慰安婦」

問題が重要議題として取り上げられ、全世界

的な批判をあびる前に決着をつけたい政

府のあせりが反映された記事だったといえ

■ 政府は手持ちの資料の全面的な公開と
加害者側からの聞き取りを

昨年七月、政府は二二七点にわたる手

持ちの資料を公表した際に「強制連行を裏

付ける資料はなかつた」と発言した。この

発言に韓国の世論は激高し、元慰安婦のハ

ルモニたちが「自発的に慰安婦になつたと

いうのか」と怒りに身をふるわせたことは

記憶に生々しい。

その後民間の研究者によつて新たな資料

が次々に発見されるに及んで、政府は改め

て再調査に応ぜざるをえなくなつた。だが

強制連行に関係した警察庁や労働省からは

一点の資料も出されていない（この省庁の

資料は公開されてないため、民間人によつ

て調べようがない）。また、強制連行に関

わつた当時の警察官や憲兵からの聞き取り

もしてない現段階で、元慰安婦からの部分

的聞き取りだけで「一部に強制連行もあつた」という形で真相究明に幕を閉じるのは

あまりにも不誠実であろう。

■ 国家犯罪としての「従軍慰安婦」

「従軍慰安婦」は民間業者が連れ歩

いたもの」と、国の関与を全面否定してき

た政府は、中央大学吉見教授が資料を発表

するに及んで国の関与を認めざるをえなか

討するならば、「従軍慰安婦」は軍と国による政策として実行されたことが浮かび上がってくる。

中国への全面的侵略に乗り出した日本軍は中国女性に対する強姦の多発と、民間慰

安所利用で性病が蔓延してきたのを防ぐた

め、軍専属の慰安所設立を図り、植民地朝鮮の未婚の女性を主に狩り出し始めた。軍軍

と国による許可と、管理、協力の下に民間業者が運行し、慰安所を経営していった。

その全過程において慰安婦とされた女性の

人格は全否定され、欺瞞と強制、暴力によつて隸属させられていつたのである。この

真相こそ政府は自らの手で明らかにし、認

め、謝罪し、補償しなければならない。

これまでのように政府が手持ちの資料を

小出しにし、軍と國の関与をできる限り小さく見せようとする試みは、元慰安婦たち

や支援者の怒りと不信を増すだけであろう。

日本政府の欺瞞的解決を許さないため

各地でこの問題に取り組む人たちとの共

行動が今ほど必要とされている時はない。

報

強制連行二〇番

六月一八日から3日間行つた。

日本側当事者からの電話はなか
た。電話は5件。

「一」女性
日本人もひどい目にあつてゐる。
日本人のプライドはどうなるのか。

〔二〕七五歳男性。自分は利用しなかつたが、慰安所はあつた。河比貢、フイリゾー、台躉等。

〔三〕男性。強制連行されて、ひどい目にあつた知人がいる。

「四」六五歳男性　済蒙開拓
韓国側が大きな心で許そうとする
なら、日本人は恩義を感じるはず。

〔五〕七四歳男性、ビルマ北部戦線、雲南省。慰安婦は多くいた。強制ではなく合意の上での売春だ。

悪いことをしたのは日本の軍隊だけではない。
うそで平田はうかえる。（日本）

会員の声

生きていいく上で
大切なものの

四十九年ぶり……朴さんと

杉山とみ先生の再会。四・一七総収集会。三日後、ハルモニ達は、
二日間の休暇を取って帰つて行

さました。空港で別れ際、朴

さ人と林「先生が三不眞にい
いる姿は、今でも私の心に焼きつ
いています。

ハルモニ達を見送った後、金文淑さんと杉山先生を久留米まで送る車中での事です。途中寄り道をして、三輪中学校の矢野先生と会って、車の中ではハルモニ達の話などをしていました。とつぜん、蜜蜂が車内に入ってきて、杉山先生の指先を刺して飛んで行きました。矢野先生がすぐ校内にもどりアロエを取ってきて、杉山先生に渡されました。しばらくの間痛そうでしたらいいなあと思つた程度です。

二週間後、杉山先生から、一通の手紙。文面の最後にこう書いてありました。「中学校でお目にかかるたった先生にどうぞよろしく、アロエがよく効いて、指はなおりました。蜜蜂の命がやはり気にはかります」

私は、再び感動して……。なんだか、自分が、やさしい気持ちになれたような気がしました。

今、私は原告、ハルモニ達からいろんな人々との出逢いや、生きてゆく上で大切なものを、いっぱいもらっています。これから先、ハルモニ達にどうやってそれを返してゆこうかと楽しみにしているところです。

本当にありがとう。ハルモニ。お遅れる日まで、お元氣で……

このおばあさんたちとともに真実を認めさせたい。
長屋由美子

(愛知県
一一一)

このおばあさんたちとともに真実を認めさせたい。長屋由美子（愛知県二二一才）

こんにちは！

先日は資料を送っていただき本当にありがとうございました。私は住む豊川も海軍工廠があった場所で、8月7日にたくさん的人が亡くなっています。

小学4年の時に初めて戦争映画を見ました。「はだしのゲン」というマンガでした。ショックでした。考えさせられました。それから戦争のことを知りたいと思いろいろ自分なりに調べています。まわりには「あんた若いのに変」という人もいました。だけど若いからこそ、また自分たちより若い者に伝えていかなければならないと、私はいつも思うんです。今、すべきことはたくさんあります。

「従軍慰安婦」のこともそうです。私は社会科の勉強の時に習ったという記憶があまりないのです。この言葉を聞くようになったのは2年ほど前からでした。そして、それに対して日本が何も償つてないことを知り、怒りをおぼえました。

何故、日本が昔確かにしたひどいことを認めようとしないのか。弱い者がいつも泣く、それが普通のようになつている日本、眞実でないことが平気でまかり通つてしまふ日本、うそを平気で言う政府が私は大キライです。

だからＴＶで関釜裁判のことを見て、「力になりたいと思ったんですね。このおばあさんたちとともに真実を認めさせたい。

私はまだ知つてからそんなに長くないので、くわしいことは分かりませんし、何をすれば良いかわからないことも多いと思います。でも支援する会の方たちと共にいろんなことを知り、学びたいと思いつます。そして今自分に何ができるか分かると思うんです。

福岡と愛知では遠いですが、でも、思う気持ちが大切だと信じています。遠いからたしかにできることが限られてしまうかもしれませんのが、支援する会の人たちといっしょにいろいろがんばっていこうと思いつますので、どうぞよろしくお願いします。少しずつできることを確実にしていこうと考えています。

(山口放送制作「恨みの海峡」を見て入会した方です。・・編注)

「従軍慰安婦」問題を考える会は、考える段階から、実践的に解決していく為に、戦後責任を問う関釜裁判を支援する会に合流して取り組むことになりました。

「野芥子通信」の内容は、この「関釜裁判ニュース」に反映していきたいと思っていますので、ご愛読ください。何卒裁判支援をお願いします。

花房恵美子

「野芥子通信」
休刊のお知らせ

(山口放送制作「恨みの海峡」を見て入会した方です。・・編注)

花房恵美子

弁護士に

門

山崎吉男さん

I

裁判のきつかけは

韓国で金文淑さんが弁護士を探していて、山本晴太さんに話がいったんです。彼から私は、やつてくれないかと、まず聞き取りですね。

その前に、司法試験の受検勉強をして

いる時に友達になつた李博盛さんと一緒に合格したんです。李さんも在日朝鮮人なんですが、司法研修所には在日朝鮮人に対する差別があつたんですね。司法修習生採用にあたつてですね、誓約書を書けとか、保証人をつけろとかいうんです。それで、署名を集めたりして、運動して、撤廃させたんです。山本晴太さんとも受験勉強中知り合つていたんですが、その時に、山本さんが、日本の朝鮮侵略、在日問題でも古くか

日本政府が国会と国連総会で公式に謝罪することを求めています。

國の公式謝罪を求めることは、現行法に明文の規定はないんですね。でも、名譽毀損のときの謝罪はある。それを準用して、と主張しているんです。

従軍慰安婦ということで、政府関係者が謝罪したとはい�れど、マスコミに対し

て言つてるだけでしょ。僕が考えているのはですね、公式文書に確實に記録に留めると言つことなんですね。国会でなら、国會議事録に記録されるですからね。国連総会でもですね。

この裁判の訴状の構成は以下の通り。

請求の趣旨
請求の原因

第一 事実関係

一 日帝の韓国併合と戦争への朝鮮

人の動員

二 原告らの被害事実
戦後補償の国際的潮流

山崎吉男さん
1953年3月2日福岡県前原市生まれ。
前原中学卒業。京都産業大学法科入学、後フ
リーカー。趣味・散歩、娘と遊ぶ
関係・裁判・戸籍訂正許可の申請、ワラント商品被害弁
護団等

山崎弁護士プロフィール

…裁判証文のインタビュー質問に、詳しく丁寧に説明して下さいました。(時間の予定が倍以上に)どの点をご紹介できないのが残念です。(ほんとうにあります)。(インタビューの感想)

第二 原告らの請求の根拠
第三 請求
「以上 編集者注」

ら活動していたことを知つた。彼は光州千人訴訟に、強制連行の裁判ですが、関わっている弁護士の多くは、研修所の誓約書問題に一緒に取り組んだ人です。

原告訴代理人になつたんです。今一緒にやつ

請求の趣旨と言つのは、原告が何を求めているのかと言つこと、つまり、さつき話した謝罪と、それに賠償です。

請求の原因は、第一が事実関係で、二が背景事実で、総論、二が各論。第一は、こちらの事実を法的に根拠付ければこういうことなんだという主張。僕は成文法によるべくのとつて解釈し、やつて行きたい。憲法、明治憲法などにのつとつて、理屈的に、法的に、やっぱりいけないことで、このよ

うにしなければいけないんだよって言つたいわけです。

うが、いや違うところについては、こちらが立証しなければいけない。

総論的事実も立証しなければならない。

従軍慰安婦は事実として間違いない。

各論証拠についても立証する。原告の主張している体験、事実が本当にそうだったかということですね。



5月19日、記者会見（左は山本晴太弁護士）
…山口新聞社提供

国が事実を全部認めれば争う必要はないわけで、普通は勝ちなんです。でもこの場合は法的構成が難しいから、こういう解釈が正しいんだよ、という主張をしなければならない。

♠ 支援する会に何を期待しますか

第一に、証拠集めですね。

他の裁判との連絡。釜山や上海や台湾や富山など実際の現場に行って証拠を探すとか、下関で原告のおばあちゃんが連れられて来られたのを見ていた人や、慰安所や工場で顔見知りだった人を捜し出すとか。情報があつたら教えて欲しい。裁判所で証言してくれる人があればありがたい。

第二に、世論の喚起です。

財政面も考えていただけたら、ありがとうございます。

簡単な答弁書がでています。

請求の趣旨に対しては、棄却を求める、つまり謝罪しません、賠償しません。

請求の原因については、追って、準備書面をもつて主張します、それについては、後からちゃんと説明しますと言っている。

事実関係の認否がない、つまり、こちらが言っている事実を認めるかどうか、答えていません。これも後から準備書面で、答えます。

第一回 口頭弁論では何があるんですか

裁判ではまず、訴状を陳述しますと言ふことです。でも、読まないんです。読んだことにして、「陳述します。」の一言で、終わりなんです。

それと、国側が答弁書を陳述します。これも「陳述します。」

それから、今回は原告のおばあちゃんたちが意見陳述をします。

♠ 兵のための性処理施設設置について

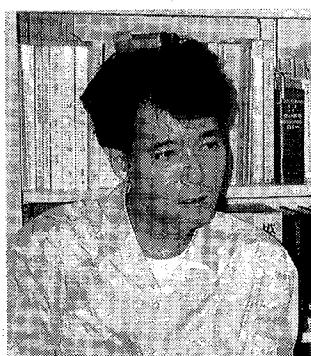
自分もそういう目にあいたくないし、自分の娘にも、自分の好きな人にもそういう目にあわせたくない。戦争のない世の中をつくって行きたい。そのためには、過去の悪は悪としてけじめをつけなければならぬ。

（七月一日。インタビュー・中津千穂子、要約、構成・山本悟）

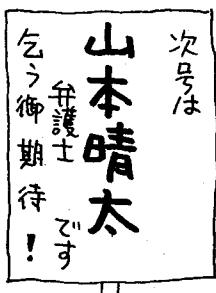
♠ これからどう進行するのでしょうか

国が出てくる準備書面で、国が何を認めて、何を争う（こちらの事実や主張を否定する）かがはっきりします。

それからは、国が争うことに対する立証していくかなくてはならないわけです。向こ



インタビューに応じる山本晴太弁護士
(太豪法律事務所にて)



会員権を広げてください

★読者でまだ会員でない方もよろしくお願ひします。
支える会は会員の会費によって成りたっています。

まわりの人にこの裁判のことを知らせ、覚えてもらいたい、

会員を増やすことによって支援の輪が広がります。

現在会員は約一四〇名ですが、五〇〇名まで拡大をめざしていきたいと願っています。集まった会費は裁判費用（原告たちの渡航・滞在費用等）、会の運営費用（会報発行・発送費等）に使用します。

年会費 一口 三千円 または一万円

郵便振替

関釜裁判を支援する会

福岡 四一四七六七八

作業の都合で既に会費を支払済の方にも振替用紙を同封しています。ご了承ください。

★ボーナス・カンパ大歓迎！ ★



49年ぶりの再開。4月17日、高田空港
木下（じゅわ）さんと木山トミさん（左）
とマジの「丁方隆さんの「生き残り上り」

大切なものを、お読みください。

韓国リアー

日時・'93年8月13日(金)～8月16日(月)

金額・約50,000円 (海上船旅) 原告訪問

たいたいの予定。13日朝中ビトリーへ釜山へ入釜山抵辺協議交流。14日民族独立記念館。15日解放記念日!

8.15

第一回口頭弁論

9月6日(月)

午後1時30分から約1時間

場所:山口地方裁判所下関支部

(住所 山口県下関市上田中町8-2-2)

(電話 0832-22-4076)

ぜひ傍聴してください。

定例会は毎月第一火曜日に行います(於・九州キリスト教会館)。ただし裁判の日程の都合により日時を変更することもあります。「ニュース」でお知らせしますので、ぜひご参加ください。

第四回定例会

8月3日(火) 午後6時30分から

於:九州キリスト教会館

(住所/福岡市中央区舞鶴2-7-7)

第五回定例会(交流会)

9月4日(土) 時間・場所未定

第一回口頭弁論のため来日される原告たちを囲んでの交流会をもつ予定にしています。

● 裁判士支援する会
● なんたって出でるよ
● 山崎さんとみ。さぶなみ
● みややでじゅる。(S)
● 92年9月10日午前9時
● 明太がフブヤク
● 1
● もうやめよ。(S)
● めん。ほんと。おどじと
● あがくほ。でど。やまと。
● まこやく。ふく。(S)